

指導と監査の区分

介護保険法（以下「法」という。）及び豊中市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱（以下「市要綱」という。）に基づき、介護保険施設等が適切な運営を行っていただけるよう支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組んでいます。

区分	目的	効果	根拠
集団指導	制度の理解、不正の防止など	制度管理の適正化	市要綱第3条
運営指導	適正な運営、サービスの質の確保、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の禁止、不適正な請求の防止など	よりよいケアの実現	法第23条
監査	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【居宅サービス】 法第76条、法第115条の7 【地域密着型サービス】 法第78条の7、法第115条の17 【居宅介護支援、介護予防支援】 法第83条、法第115条の27 【介護老人福祉施設】 法第90条 【介護老人保健施設】 法第100条
勧告、命令等	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【居宅サービス】 法第76条の2、法第115条の8 【地域密着型サービス】 法第78条の9、法第115条の18 【居宅介護支援、介護予防支援】 法第83条の2、法第115条の28 【介護老人福祉施設】 法第91条の2 【介護老人保健施設】 法第103条
指定の取り消し等	重大な指定等の基準違反等の解消	介護保険給付の適正化	【居宅サービス】 法第77条、法第115条の9 【地域密着型サービス】 法第78条の10、法第115条の19 【居宅介護支援、介護予防支援】 法第84条、法第115条の29 【介護老人福祉施設】 法第92条 【介護老人保健施設】 法第104条